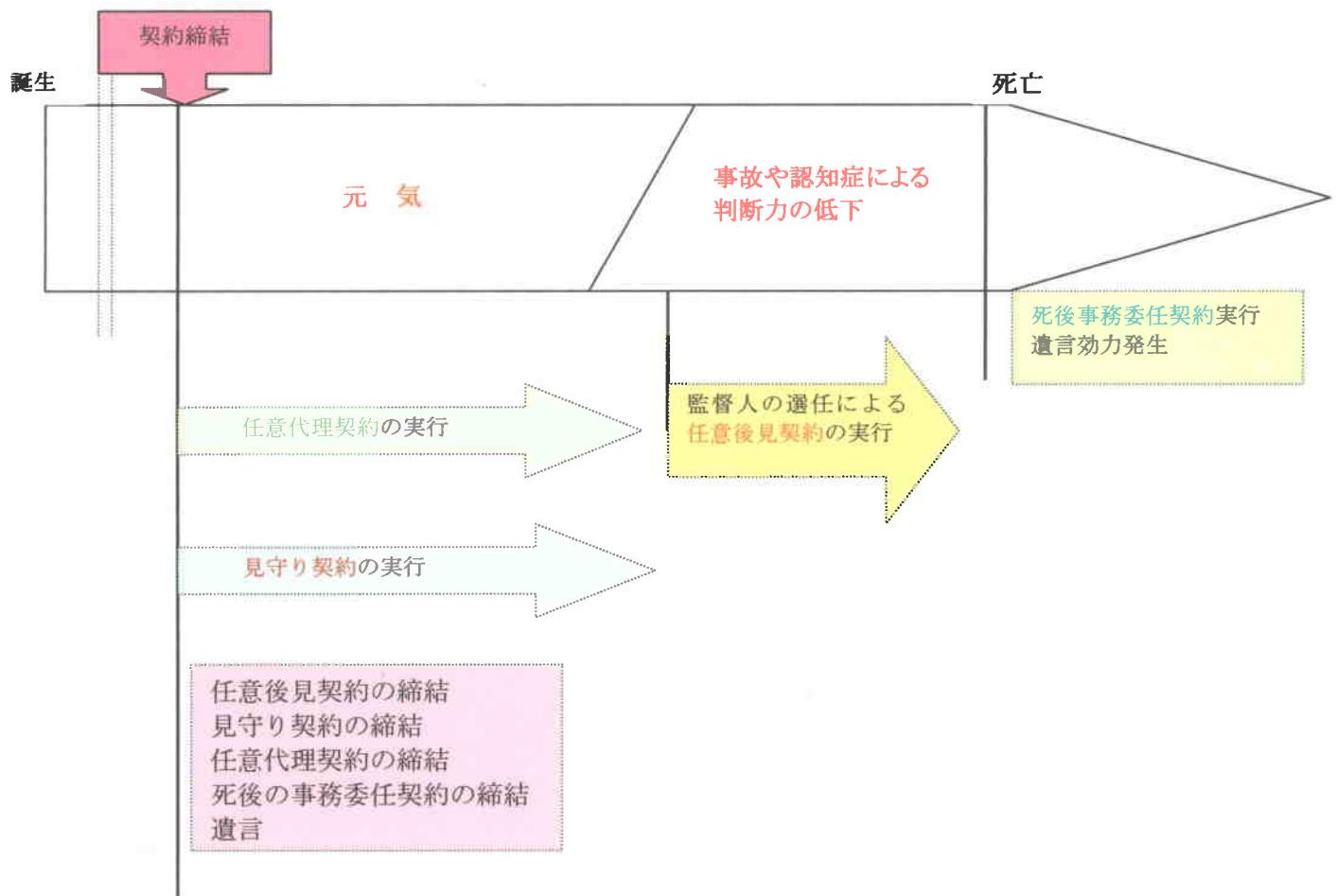


任意後見契約・見守り契約・死後事務委任契約・遺言の関係



任意代理契約の実行時期 体が不自由になったとき、難しい手続きを手伝って欲しい時

見守り契約の実行時期 将来型の任意後見契約をした時。
任意後見契約をスタートさせる時期を本人と相談しながら決め、
それまでの間、定期的な連絡や訪問により、委任者の生活状況や
健康状態を把握して見守ることを目的とした契約。

任意後見契約の実行時期 認知症などの判断力が低下した時

死後事務委任契約・遺言の実行時期 委任者が亡くなった時